別表十七㈢の九付表の表中

(別表十七(三の九)「10」＋「22」＋「31」＋(「34」－「37」)＋「42」＋「49」＋「52」＋「62」)＋(3)＋(13)＋((23)－(27))	(別表十七(三の三)「10」＋「22」＋「31」＋(「34」－「37」)＋「42」＋「49」＋「52」＋「62」)＋(3)＋(13)＋((23)－(27))

を

に改め、同表を別表十七㈢の㈢付表とする。

別表十七㈢の十の表中

(40)＋(別表十七(三の十)付表「11」＋「42」)	(40)＋(別表十七(三の四)付表「11」＋「42」)
別表十七(三の十)付表「21」 (マイナスの場合は０)	別表十七(三の四)付表「21」 (マイナスの場合は０)
金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額 (別表十七(三の十)付表「44の計」)	金融子会社等部分適用対象損失額の当期控除額 (別表十七(三の四)付表「44の計」)

を

に改め、同表の記載要領第五号中「別表十七(三の九)付表」を「別表十七(三の三)付表」に改め、同表を別表十七㈢の㈣とする。

別表十七㈢の十付表の記載要領第三号及び第四号中「別表十七(三の九)付表」を「別表十七(三の三)付表」に改め、同表を別表十七㈢の㈣付表とする。

別表十七㈢の十一の表中

適用対象金額 (別表十七(三の八)「26」)	適用対象金額 (別表十七(三の二)「26」)
子会社から受ける配当等の額(別表十七(三の八)「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	子会社から受ける配当等の額(別表十七(三の二)「13」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)
控除対象配当等の額(別表十七(三の八)「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)	控除対象配当等の額(別表十七(三の二)「15」のうち(6)の外国法人税の課税標準に含まれるもの)

を

に、

課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三の八)「28」)

を

金額

に、

課税対象金額又は個別課税対象金額 (別表十七(三の二)「28」)

を

に、

部分適用対象金額 (別表十七(三の九)「7」)
部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の九)「9」)

を

部分適用対象金額 (別表十七(三の三)「7」)
部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額 (別表十七(三の三)「9」)

に、

金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の十)「9」)
金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の十)「11」)

を

金融子会社等部分適用対象金額 (別表十七(三の四)「9」)
金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額 (別表十七(三の四)「11」)

に改め、同表を別表十七㈢の㈤とする。